

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第98号
平成20年11月5日
警察庁交通局交通規制課長

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う交通
警察の対応について

本年5月23日に公布された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行期日を定める政令(平成20年政令第336号)により、本年11月4日に施行されたところである。法の施行に伴う交通警察の運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るための市町村による取組みに対して国が支援措置を講ずることなどにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする(別添1)。

2 主な内容

(1) 基本方針の策定

主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣。以下同じ。)は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定及び変更にあたって、関係行政機関の長に協議するものとされ(法第4条第3項)、基本方針については、本年11月4日に告示されたところである(平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省告示第1号。別添2)。

(2) 計画の作成及び認定

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項、計画期間等を記載した地域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとされている(法第5条第1項)。

(3) 認定計画に基づく特別の措置

主務大臣により計画が認定された場合には、法第2条第2項の重点区域内の都道府県の管理する公園において、城の復原に関する工事等歴史的風致の維持及び向上に寄与する都市公園の維持等について、認定市長村が一元的に行うことができるようにする特例（法第25条関係）、認定計画に記載された市街地調整区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発行為等の基準に適合するものとみなす特例（法第28条関係）等が認められることとされている。

3 運用上の留意事項

(1) 協議会への対応

市町村は、計画を作成しようとするときには、あらかじめ公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、法第11条第1項の協議会が組織されている場合には、当該協議会の意見を聴かなければならないこととされている（法第5条第6項）。計画の作成に当たって、市町村から関係する公安委員会あてに協議会への参加が求められた場合には、当該協議会は、交通管理上必要な意見を述べるのに有効な場であると考えられるので、特段の支障がない限り、協議会に参画し、そこでの協議に応ずるようにすること。

なお、協議会において協議の調った事項については、協議会の構成員には当該協議結果の尊重義務が課される点に留意すること（法第11条第4項）。

(2) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第26条関係）

駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、あらかじめ公園管理者の同意を得なければならないものとし、地下駐車場整備計画が定められた駐車場整備計画の公表の日から2年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、都市公園法の特例を認めるものである。

なお、当該特例は、駐車場整備計画の作成に当たっての公安委員会等の意見聴取（駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条第3項）の手続きに何らの変更を加えるものではない。

(3) 電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例（法第30条関係）

無電柱化を行うことが必要として計画に記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、電線共同溝を整備すべき道路として指定することを可能とするものである。

なお、当該特例は、道路の指定に当たっての公安委員会等の意見聴取（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条

第2項) の手続きに何らの変更を加えるものではなく、基本方針第6章3
(1)(j)は、この点を注意的に確認するものである。